

## 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

## 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和4年11月1日（火）～11月30日（水）
- ・意見書提出期限：令和4年12月14日（水）

表1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	1
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	0
合 計		1

## 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計4通（66件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表1.2に示すとおりである。

表1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	10
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	8
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	24
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	18
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合 計	66

**方法書についての意見の概要**

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要は、表 1.3(1)～(15)に示すとおりである。

表 1.3(1) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要																																						
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容																																							
1	<p>*p12 焼却能力 310t/日を 292t/日と減少させた事実と理由を ごみ処理施設の諸元で、3月の配慮書で焼却能力 310t/日としていたものが、11月の方法書 p12 では 292t/日と縮小させている。まずこの事実を明記し、その理由を説明すべきである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="font-size: small;"> <caption>配慮書 p12 2022年3月 表2.3.1 計画施設の諸元</caption> <thead> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>約 310 t / 日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="font-size: small;"> <caption>方法書 p12 2022年11月 表2.2.1 計画施設の諸元</caption> <thead> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>292 t / 日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>59m</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </tbody> </table> </div>	処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t / 日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	未定	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度		処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	292 t / 日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	59m	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度	
処理施設	項目	計画諸元																																					
ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t / 日																																					
	処理方式	未定																																					
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																					
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																					
	煙突高さ	未定																																					
	運転計画	24時間連続運転																																					
稼働目標年度	令和12年度																																						
処理施設	項目	計画諸元																																					
ごみ焼却施設	処理能力	292 t / 日																																					
	処理方式	未定																																					
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																					
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																					
	煙突高さ	59m																																					
	運転計画	24時間連続運転																																					
稼働目標年度	令和12年度																																						
2	<p>*p12～14 西尾市だけが焼却処理量想定を減少させたが岡崎市、幸田町は再検討すべき 配慮書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 57,762+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=73,839t/年、災害廃棄物 7,384 を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日であり、実稼働率（補修等による年間停止 85日）、調整稼働率（故障修理等）を加味して 225.2÷0.767÷0.96=302.1≒310t/日、方法書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 55,047+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=71,124t/年、災害廃棄物 7,112 を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日であり、実稼働率、調整稼働率を加味して、214.3÷0.767÷0.96=291.1≒292t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。 つまり、西尾市の焼却処理量だけが 57,762t/年を 55,047t/年と減少させただけであり、残りの岡崎市、幸田町の焼却処理量は配慮書のままである。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画で再検討し、それが決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が現実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="font-size: x-small;"> <caption>配慮書 表2.2.2 焼却処理量の想定(令和12年度)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>焼却処理量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市</td> <td>57,762</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73,839</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="font-size: x-small;"> <caption>方法書 表2.2.2 焼却処理量の想定(令和12年度)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>焼却処理量の想定 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市</td> <td>55,047</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71,124</td> </tr> </tbody> </table> </div>	地域	焼却処理量 (t/年)	西尾市	57,762	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	73,839	地域	焼却処理量の想定 (t/年)	西尾市	55,047	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	71,124																		
地域	焼却処理量 (t/年)																																						
西尾市	57,762																																						
岡崎市	12,000																																						
幸田町	4,077																																						
計	73,839																																						
地域	焼却処理量の想定 (t/年)																																						
西尾市	55,047																																						
岡崎市	12,000																																						
幸田町	4,077																																						
計	71,124																																						

表 1.3(2) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
3	<p>*p12～14 焼却の計画処理量の基の将来人口を  「処理能力については、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行い、以下のとおり算出している。」p12とあり、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書p12では292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。  また、突然計画処理量がでてくるが、その主たる根拠となる将来人口を記載すべきである。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。  全国の自治体が活用している「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015年から2045年の将来人口を5年ごとに予測しており、人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する2030(令和12)年は607,586人と人口問題研究所の604,111人より、さらに過大になっている。</p>
4	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数を確定せよ  方法書p16では、「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。なお、<u>岡崎市</u>からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約9,430台(約31台/日)、<u>幸田町</u>からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約1,700台(約6台/日)である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを追記したが、西尾市の搬入予定台数はまだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では方法書とは言えない。  どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かったp8こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
5	<p>*p17 関係車両の主要走行経路がどこかが判明しない  配慮書p17では両端の矢印があったが、方法書p17では、図2.2.4関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の両端の矢印がなくなり、他の道路と区別がつかない。配慮書では市道瀬門143号線、50号線、県道宮迫今川線、主要地方道西尾吉良線の4路線だけであったが、方法書では、このほかに県道蒲郡碧南線、市道木田岡山線も主要経路が追加された形となっている。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいいかの意見が出せない。</p>
6	<p>*p14 法令より厳しい自主規制値を今後設ける計画では意見がだせない  公害防止及び環境保全の(1)基本的な考え方で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14とあるが、配慮書でもこの表現であり、意見に対する見解は「今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」というだけであり、どのような自主規制値とするかにより、調査・予測の方法、項目、頻度、地点などが異なってくるので、方法書としては成り立たず、意見も出せない。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が確定するまでは、環境影響評価手続きは中断すべきである。  なお、排ガスの自主規制値を法規制値のままとする例がみられるが、NOx、塩化水素、水銀については、より厳しい値とするよう注意されたい。</p>
7	<p>*p14 雨水も処理するのか  「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」p14とあるが、図2.2.3給排水フロー図p15では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないか。それとも調整池で排水処理をするのなら注記すべきである。  なお、雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようとの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203との見解であったが、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が考慮されていない。</p>

表 1.3(3) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
8	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数がない</p> <p>2.2.4 都市計画対象事業の諸元のうち、収集運搬関連で「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約9,430台(約31台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約1,700台(約6台/日)である。」p16とある。配慮書にはなかった岡崎市、幸田町の搬入予定台数が追加されたのは当然として、令和2年度の約560台は西尾市だけのものであり、現状の台数しかない。もとなる西尾市分の将来の収集運搬車両台数が検討中では、方法書とは言えない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
9	<p>*p25 工事中に解体する現施設の一部の代替はどうするのか</p> <p>工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行う。」p25とあるが、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場の解体をすることはやむをえないが、その間の代替施設の必要性、必要施設の位置などを明記すべきである。現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>なお、この点に関する意見への見解で「一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階です。」p211とあいまいな見解しかないのは問題である。見解でも方法書本文と同じ具体的な施設を明記すべきである。また「駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。」とあるが、その旨及び確保用地の位置を方法書本文に明記すべきである。</p>
10	<p>*p26 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用を方法書本文に記載を</p> <p>計画策定時における環境配慮事項として、工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26とあるが、意見への見解として「排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203とあり、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械積極的使用にも触れたことは評価するが、方法書本文にこそ、この文章を記載すべきである。なお、発注条件への記載については、納得できるような検討をし、準備書には記載されたい。</p>
<p>第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況</p>	
11	<p>*p49, P57 水質・地下水調査結果は、大気調査と同じ最新年度にすべき</p> <p>「3.1.18(2)河川の水質調査結果(愛知県：令和2年度)…出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)」p49、「表3.1.20(1)地下水質調査結果(令和2年度概況調査)…出典：「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p57、「表3.1.20(2)地下水質調査結果(令和2年度定期モニタリング)…出典：「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p58となっているが、大気(表3.1.9二酸化窒素の測定結果(令和3年度)…出典：「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月 愛知県) p41など)のように令和3年度にすべきである。</p>
12	<p>*p62 動物の確認文献で最新資料を追加し、確認件数が増加したことを記載すべき</p> <p>動物相の概要の確認文献一覧で、「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう2016-2021年」(令和3年10月 鳥類繁殖分布調査会)が、配慮書から追加されているがp62、その旨及び、その結果、調査結果が増加していることを明記すべきである。</p>
13	<p>*p74 鳥類の重要種が配慮書より11種も増えた理由は?</p> <p>方法書では「鳥類の重要種は…14目28科78種である。」p74とあるが、配慮書では「鳥類の重要種は…13目22科67種である。」p671と異なり増えている。どこがどう変わったのか、その理由は何かを明記すべきである。</p> <p>目名では、コウノトリ目、キツツキ目が追加され、カイツブリ目が削除されている。科名では、コウノトリ科、ブッポウソウ科、キツツキ科、ヤイロチョウ科、サンショウクイ科、キバシリ科、カワガラス科の7科が追加され、カイツブリ科が削除されている。配慮書はいい加減なものだったのか、新しく追加された「全国鳥類繁殖分布調査報告」によるものなのか。</p>

表 1.3(4) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
14	<p>*p83 植物の重要種が配慮書より減少した理由は？            方法書では「植物の重要種は…49科132種である。」p83とあるが、配慮書では「植物の重要種は…49科133種である。」p76と異なり1種減少している。オモダカ科のアギナシ、オモダカのうち、オモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。</p>
15	<p>*p150 土砂災害警戒区域の詳細を            土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が、対象事業実区域周辺で「該当あり」となっているため、その詳細を記載すべきである。愛知県の土砂災害情報マップでは、予定地南西に土石流の恐れのある崖地を通過して100～200mに土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定されている。</p> 
16	<p>*p155 あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）（案）の内容で見直しを            地球温暖化防止に関する取組状況で「「あいち地球温暖化防止戦略2030」（平成30年2月）では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030年度における県内からの温室効果ガス削減量を2013年度比で26%削減という目標をかかげている。」p155とあるが、2020年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言して以降、温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、地球温暖化問題を取り巻く社会情勢に大きな変化が起こっており、愛知県は、こうした状況に対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（案）の取りまとめ、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、2022年11月12日から1カ月間、県民からの意見を募集している。この改定版（案）は、温室効果ガスの県内排出量を2030年に2013年比46%減にするというものである。この動きと内容を方法書でも明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の計画を見直すべきである。</p>
17	<p>*p157 西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行計画も改定を            西尾市地球温暖化対策実行計画 p157、岡崎市地球温暖化対策実行計画 p158、地球温暖化対策実行計画 p160も、それぞれの目標が定めてあるが、国、愛知県の取り組みを踏まえ、早急に改定作業を始めていると思われるが、その状況を加味した文章に変更すべきである。</p>
18	<p>*p163 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を            岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括の焼却処理量114,401t/年だけではなく、今回の計画に加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明記すべきである。</p>

表 1.3(5) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
<p>第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解</p>	
<p>19</p>	<p>*p202 配慮書への意見「共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき」に対する見解は「番号1…建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。」p202 とあるが、この文章はすでに配慮書 p8 で示してある。それでは不十分なため意見を提出したものであり、もっと丁寧で具体的な説明が必要である。</p> <p>「また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも十分配慮してまいります。」p202 とあるが、事業計画の検討で十分配慮すると言いながら、方法書の周囲の概況の中で詳細に示すべきが解決されておらず配慮書のままである。この3項目は9地点のなかでも点数が低かったものであり、慎重な周囲調査、必要な対策が求められる。</p>
<p>20</p>	<p>*p202 配慮書への意見「共通2 焼却処理能力は過大ではないか…岡崎市八帖クリーンセンター100t炉と西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。…人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い」に対する見解は「番号2…ごみ焼却施設の処理能力約310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。」p202とあるが、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書p12,13では292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。配慮書では令和12年度に西尾市57,762+岡崎市12,000+幸田町4,077=73,839t/年、災害廃棄物7,384を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日、225.2÷0.767=293.6t/日、方法書では令和12年度に西尾市55,047+岡崎市12,000+幸田町4,077=71,124t/年、災害廃棄物7,112を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日、214.3÷0.767=278.2t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。</p> <p>また、今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が確実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。</p>
<p>21</p>	<p>*p203 配慮書への意見「共通3 焼却施設数を明記すべき」に対する見解は「焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p203とあるが、焼却能力と同じで、整備基本計画ができるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
<p>22</p>	<p>*p203 配慮書への意見「共通4 自主規制値を早期に適切に」に対する見解は「自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載していませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。」p203 とあるが、自主規制値を検討中である旨を注記するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を配慮書や方法書の段階で約束できるようになるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。</p> <p>なお、方法書で、3.2.9.2公害苦情の状況のあとに、3.2.9.3維持管理の状況p166として、令和3年度の維持管理状況(ばい煙測定結果、ダイオキシン類濃度測定結果)が配慮書にはなかったものが、方法書に追加してあるのは評価するが、その旨を見解で明記すべきである。</p>

表 1.3(6) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
23	<p>*p203 配慮書への意見「共通 5 雨水は汚れているので処理して放流を」に対する見解は「ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203 とあるが、ごみ焼却施設の場内、ごみ収集運搬車の汚れにより、雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれるとの意見には対応していない。</p>
24	<p>*p203 配慮書への意見「共通 6 低公害型建設機械の使用は発注条件に」に対する見解は「排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあるが、<u>低振動型建設機械及び低炭素型建設機械の積極的使用を追加したことは評価</u>できるが、その具体化には問題が残る。発注条件への記載を真剣に検討されたい。</p>
25	<p>*p204 配慮書への意見「共通 7 粉じん対策は具体的に」に対する見解は「工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。」p204 とあるが、方法書以降の段階で具体的な内容の検討ということは、方法書も含むが、どの部分が具体的な方法になったのか。方法書を見る限りではわからない。方法書以降」というのだから、方法書に記載されていないのではないのでは。</p> <p>例えば、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加することぐらいはできるはずである。</p> <p>また、「環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討」ということでは、環境影響評価制度に反する。たとえば、予測値が変わるような環境保全対策であれば、再予測を行い、対策として確定するので、環境影響評価が終了した後の発注段階で決めるようなことでは遅すぎるため、環境保全対策が具体化するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
26	<p>*p204 配慮書への意見「*共通 8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか」に対する見解は「土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定していきます。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。」p204 とあるが、法令に基づき必要な調査を今後実施するのは当然であるが、調査深度についての考えが必要である。</p>
27	<p>*p204 配慮書への意見「共通 9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき…岡崎市八帖クリーンセンター100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉分に加味しなければ意味がない。」に対する見解は「配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところです。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。」p204 とあるが、配慮書 p16 においては、現況の収集運搬車両台数について記載とあり「令和 2 年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。」とあったが、方法書 p16 では、西尾市の日平均 560 の後で「なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 9,430 台(約 31 台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 1,700 台(約 6 台/日)である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は追記し、あとは西尾市の搬入予定台数が未確定であることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では、配慮書、方法書とは言えない。</p> <p>「方法書以降に」と言いながら方法書に記載されていない個所があるが、「準備書以降」では、準備書にも記載しないと疑わざるを得ない。</p> <p>どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。</p>

表 1.3(7) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要																																								
27	(続き) 利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。																																								
28	<p>*p205 配慮書への意見「*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。」p205とあるが、位置の設定については、それなりにまとめてあるがp6～8、内容の分析は不十分である。</p> <p>規模については、配慮書で「ごみ焼却施設の処理能力約310t/日」p12、方法書で約292t/日とあるだけで、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体として増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する2030(令和12)年からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。規模(焼却能力)を再検討するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) では、2015年から2045年の将来人口を予測しており、人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する2030(令和12)年は607,586人と、人口問題研究所の604,111人よりさらに過大になっている。</p> <table border="1"> <caption>「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>384,525</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>167,605</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>41,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,115</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>598,150</td> <td>602,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>595,245</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43-p45</p>		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,115	合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	595,245
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045																																		
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525																																		
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605																																		
幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,115																																		
合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	595,245																																		
29	<p>*p206 配慮書への意見「共通11 位置は配慮書の案で検討すべき…「都市計画運用指針」p275「2.廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。...(4)位置①、②、③、④、⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。…」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。」p206とあるが、都市計画運用指針の位置に関する留意点①搬入道路整備、②工業系用途地域が望ましい、③災害の発生の恐れが高いは望ましくない、④敷地周囲の整備、⑤地域における熱供給源として活用するについての、具体的な見解を示すべきである。少なくとも、地域冷暖房施設についての検討結果がでるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>																																								
30	<p>*p206 配慮書への意見「共通12 複数案は煙突の配置と高さだけ」に対する見解は「愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2で回答したとおりです。このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。」p206とあるが、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」p173などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p> <table border="1"> <caption>表2.2.6 設定した複数案</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">複数案</th> <th>配慮書の案 p20</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設の配置</td> <td>A案</td> <td>煙突西側配置</td> </tr> <tr> <td>B案</td> <td>煙突東側配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造 (煙突の高さ)</td> <td>①案</td> <td>80m</td> </tr> <tr> <td>②案</td> <td>59m</td> </tr> </tbody> </table>	複数案		配慮書の案 p20	施設の種類	案	内容	施設の配置	A案	煙突西側配置	B案	煙突東側配置	施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m	②案	59m																								
複数案		配慮書の案 p20																																							
施設の種類	案	内容																																							
施設の配置	A案	煙突西側配置																																							
	B案	煙突東側配置																																							
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m																																							
	②案	59m																																							

表 1.3(8) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要																																																								
31	<p>*p207 配慮書への意見「共通 13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を」に対する見解は「本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。また、周辺のダイオキシン類の現況の濃度は、環境基準 (0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下) に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。」P207 とあるが、方法書以降の図書ということで、方法書では既存施設の維持管理状況を確認したが、記載されていない。なぜこんな当たり前で簡単なことが実行できないのか。「以降」であれば当然方法書も含まれる。</p> <p>また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター内よりも、南東側 1 km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m<sup>3</sup> と 3 倍以上、という指摘には答えていない。「環境基準に足して十分小さい値」だから問題ないという姿勢ではいけない。平成 28 年度は 7 倍以上であり、施段の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果 (過去 5 年間)</p> <table border="1" data-bbox="280 757 903 1012"> <caption>配慮書の案 p39</caption> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.013</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.019</td> <td rowspan="7">年間平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下 であること。</td> </tr> <tr> <td>花坂寺公民センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>七野島公民センター</td> <td>0.0061</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0081</td> </tr> <tr> <td>岡山集落センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>木田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.064</td> <td>0.098</td> <td>0.036</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>豊年老人憩いの家</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>豊年老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>出典：「平成 27 年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(西尾市)</small></p>	測定地点	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	環境基準	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 であること。	花坂寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	七野島公民センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0081	岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.064	0.098	0.036	0.059	0.072	豊年老人憩いの家	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	豊年老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020
測定地点	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	環境基準																																																			
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 であること。																																																			
花坂寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																				
七野島公民センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0081																																																				
岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																				
木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																				
瀬戸公民館	0.064	0.098	0.036	0.059	0.072																																																				
豊年老人憩いの家	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034																																																				
豊年老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																				
32	<p>*p208 配慮書への意見「共通 14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。なお、番号 2 (津平消防庫：吉良町津平大入 452) の測定地点は、主要地方道西尾幸田線 (県道 41 号) から 10m 程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることのできる測定場所となっています。」p208 とあるが、「注 2) 測定場所はいずれも幹線交通を担う道路に近接する空間にあたり、」と結論が書いてあるだけであり、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうとして、①国道、県道、4 車線以上の市町村道、②自動車専用道路があるが、主要地方道西尾幸田線は、①国道、県道ではなく、2 車線なので 4 車線以上の市町村道には該当しない。また、②自動車専用道路でもない。このため、通常の道路に面する区域を適用すべきではないか。なお、これは単なる環境省の通知であることが記載されておらず、中央環境審議会の報告にはないことを拡大解釈しているだけである。</p>																																																								
33	<p>*p209 配慮書への意見「共通 15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注 2) 「幹線交通を担う道路」の定義、注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。」p208 とあり、わかりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第 17 条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をあいまいにする表現であり、再度修正すべきである。</p>																																																								
34	<p>*p209 配慮書への意見「共通 16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値 (55 デシベル) を下回っている旨の記載を追記しました。」p209 とあるが、振動感覚閾値 (55 デシベル) を下回っている旨の記載を追記ではなく、豊橋田原ごみ処理施設整備事業 (変更準備書 2021 年 10 月 p622) のように、評価の手法として用いるべきである。</p>																																																								

表 1.3(9) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
35	<p>*p209 配慮書への意見「共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p209 とあるが、方法書 p134 には、注)要請限度とは、「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。と正しく表現している。騒音の要請限度もこのように記載すべきである。ただし、振動規制法第 16 条に基づくことも追加すべきである。</p>
36	<p>*p209 配慮書への意見「共通 18 一律排水基準（生活環境項目）は適用されるのか」に対する見解は「番号 18 施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。」p209 とあるが、「施設からの排水は生活排水のみ」という判断は間違っているし、水質汚濁防止法第 2 条の「この法律において「排水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にも反している。排出される水には雨水も含まれる。いずれにしても、「現時点では排水量は未定」では方法書を作成する時点ではない。調査項目、調査頻度等に対する意見が出せない。</p> <p>また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。</p>
37	<p>*p210 配慮書への意見「共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、意見番号 18 で回答したとおりです。」p210 とあるが、現時点では排水量は未定というだけであり、有害物質濃度などの公害防止の指導基準は決定できるはずである。</p>
38	<p>*p210 配慮書への意見「共通 20 水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解は「地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p210 とあるが、廃棄物処理施設整備基本計画で検討するのではなく、地下水揚水設備を設置する計画かどうかを発注条件として示すべきである。設置するなら揚水機の吐出口の断面積が 19cm<sup>2</sup> を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
39	<p>*p210 配慮書への意見「共通 21 大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、「ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」は「行なう予定です。」の間違いである。この言葉を書くなれば、準備書で予測し、それへの意見が出たときである。</p> <p>また、NO<sub>x</sub>、SPM の予測について、〈施設の供用〉ばい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「ブルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（昭和 61 年厚生省）」を参考とした CRSTER モデル等によるブルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を見解でも正確に記載すべきである。</p> <p>なお、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、2019 年 7 月 5 日に知事意見で「事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」と指摘されていることを念頭に置くべきである。</p>

表 1.3(10) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要																																																
40	<p>*p210 配慮書への意見「共通 22 年平均値と年間 98% 値等の関係式は正しいのか」に対する見解は「寄与濃度については、表記上は小数点第 4 位まで記載していますが、小数点第 4 位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値への換算を行っております。」p210 とあるが、これでは納得できない。換算式が省略してあるのか。小数点第 4 位以降第何位まで、どのような値としたのかを明記すべきである。この値が存在するなら換算値 y は大きくなるはずであり、例えば NO2 の煙突高さ 59m は、示された換算式では 0.0297ppm となるが、小数点第 4 位以降があるなら、もっと大きな値となるはずなのに、なぜ 0.0296ppm と小さくなっているのか。</p> <table border="1" data-bbox="272 526 901 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">配慮書の案 p173</th> <th colspan="4">表 5.1.5 予測結果</th> <th colspan="2">構想段階の案 p182</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>煙突高さ</th> <th>バックグラウンド濃度(年平均値)①</th> <th>寄与濃度(年平均値)②</th> <th>許容濃度(年平均値)③+②</th> <th>日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値</th> <th>最大濃度濃度出現頻度</th> <th>換算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>59m</td> <td>0.010</td> <td>0.0011</td> <td>0.0111</td> <td>0.0283</td> <td>約 1.5ka</td> <td>0.0282 上式で計算</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (μg/m<sup>3</sup>)</td> <td>59m</td> <td>0.018</td> <td>0.0002</td> <td>0.0182</td> <td>0.0419</td> <td>約 1.3ka</td> <td>0.0297 0.0419 0.0421</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>59m</td> <td>0.012</td> <td>0.0005</td> <td>0.0125</td> <td>—</td> <td>約 1.5ka</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>59m</td> <td></td> <td>0.0007</td> <td>0.0127</td> <td>—</td> <td>約 1.3ka</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>二酸化窒素 : <math>y = 2.4966x + 0.0005</math>          浮遊粒子状物質 : <math>y = 1.7688x + 0.0097</math></p>	配慮書の案 p173		表 5.1.5 予測結果				構想段階の案 p182		項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度(年平均値)①	寄与濃度(年平均値)②	許容濃度(年平均値)③+②	日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値	最大濃度濃度出現頻度	換算式	二酸化窒素 (ppm)	59m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約 1.5ka	0.0282 上式で計算	浮遊粒子状物質 (μg/m <sup>3</sup> )	59m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約 1.3ka	0.0297 0.0419 0.0421	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	59m	0.012	0.0005	0.0125	—	約 1.5ka	—		59m		0.0007	0.0127	—	約 1.3ka	—
配慮書の案 p173		表 5.1.5 予測結果				構想段階の案 p182																																											
項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度(年平均値)①	寄与濃度(年平均値)②	許容濃度(年平均値)③+②	日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値	最大濃度濃度出現頻度	換算式																																										
二酸化窒素 (ppm)	59m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約 1.5ka	0.0282 上式で計算																																										
浮遊粒子状物質 (μg/m <sup>3</sup> )	59m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約 1.3ka	0.0297 0.0419 0.0421																																										
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	59m	0.012	0.0005	0.0125	—	約 1.5ka	—																																										
	59m		0.0007	0.0127	—	約 1.3ka	—																																										
41	<p>*p211 配慮書への意見「共通 23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき」に対する見解は「本事業では、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階です。また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。」p211 とあるが、現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>また、来客用と職員が利用している駐車場がなくなるため、来客用の駐車場利用を中止し、職員用は別場所に確保とあるが、来客用の駐車はどうする計画で、このほか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかが不明である。</p> <div data-bbox="272 1153 901 1339"> </div>																																																
42	<p>*p212 配慮書への意見「配慮書の案と構想段階評価書の案で重複する部分は省略すべき」に対する見解は「配慮書と都市計画の構想段階評価書は、各法令に基づく個別の図書となるため、重複する内容があっても省略せずに記載しました。」p212 とあるが、各法令に基づく個別の図書であることは当然であり、重複する部分が省略できなければ、知事意見「住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。」に従い、そうした注記ぐらいはすべきである。</p>																																																
<p>第 6 章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定者の見解</p>																																																	
43	<p>*p213 愛知県知事の配慮書への意見「1 全般的事項(1)配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。」に対する見解は「配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第 2 章に記載しました。」p213 とあるが、方法書の第 2 章のどこを見ても(特に、2.1.4 建設予定地の選定経緯 p6~8)絞り込んだ経緯及びその内容は配慮書と同じである。知事意見への見解は虚偽なのか。</p>																																																
44	<p>*p213 愛知県知事の配慮書への意見「(3)廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。」に対する見解は「廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまいります。また、計画施設の処理能力の算定根拠は第 2 章に記載しました。」p213 とあるが、「排出抑制に向けた取組を進めてまいります。」ではなく、3 月の配慮書で焼却能力 310t/日であったものが、11 月の方法書 p12, 13 では 292t/日と縮小している。とりあえず西尾市の焼却量を減少させたという事実とその理由を明記し、その旨を見解とすべきである。</p>																																																

表 1.3(11) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
45	<p>*p214 愛知県知事の配慮書への意見「(4)事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。」に対する見解は「事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行うこととなったため、本事業の一部としてその影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。」p214とあるが、本研究委員会の共通意見23に対する見解p211(一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階)と異なるのはなぜか。</p>
46	<p>*p214 愛知県知事の配慮書への意見「事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」に対する見解は「事業実施想定区域南側に山地があることから、大気質についての適切な予測・評価の手法として、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検討し、その結果を第7章に記載しました。」p214とあるが、第7章は検討した結果、プルーム・パフモデルを使うと、結果しか記載していない。検討内容を追記すべきである。</p> <p>また、本研究委員会の共通意見21に対する見解(通常より拡散しにくい地形で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。)を記載していないのは、自信がないからか、具体的に証明できないからなのか。</p>
<p>第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測評価の手法</p>	
47	<p>*p251 土壌環境の調査地点1地点では不十分、深さもピットまで。 土壌環境の調査地点(有害物質による汚染状況)は事業実施区域内の1地点 p251 だけであるが、地点数は少なすぎる。 また、その調査深度はどうするのか。通常はピット深さまでは深さ別に調査する。まさか表層だけではないはずだが。 さらに、堀削した土壌は「極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
48	<p>*p224, p225 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 大気の搬出入調査・予測の4地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道西尾吉良線となっているが p233、計画地に直結する市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を追加する必要がある。 特に、市道瀬門 143 号線の西端は、余熱を提供しているホワイトウェイブ 21(温水プールを主とした総合型レジャー施設)の屋外プールに沿っており、その沿線の大気環境悪化は見過ごせない。 また、市道瀬門 50 号線の東端は喫茶 Reigen が立地しており、新しく追加される岡崎方面からの収集運搬経路にあたるため、大気環境悪化の状況を明らかにすべきである。</p> <div data-bbox="272 1570 794 2056"> </div>

表 1.3(12) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
49	<p>*p230 大気のはい煙排出調査地点は確定を            大気のはい煙排出濃度の調査地点は「対象事業実施区域内1地点(地点1)、対象事業実施区域周辺4地点(地点2～5)…主風向の風上側(北西側)と風下側(南東側)、これに直行する方向(北東側、南西側)を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定：図7.2.2環境大気質及び気象の調査地点参照」p230とあるが、調査地点図p234では、周辺4地点は未確定で、それぞれ半径0.7kmの円で示している。学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定するということでは方法書の意味がない。調査地点が確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>
50	<p>*p231 南側山地のため、はい煙の排出だけ、ブルーム中心軸の補正を行なう？            NOx、SPMの予測について、〈施設の供用〉はい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「ブルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル(昭和61年厚生省)」を参考としたCRSTERモデル等によるブルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231とあるが、〈工事の実施〉資材等の搬入及び搬出・〈施設の供用〉廃棄物等の搬入及び搬出p225、〈工事の実施〉建設機械の稼働等p227の予測の基本的な手法では、単純に「ブルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測」とあるだけだが、なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。            また、「大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210は不十分な表現であり、方法書本文では、供用時のはい煙だけは、ブルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行なうとなっており、虚偽の見解となる。            なお、「CRSTERモデル等によるブルーム中心軸の補正」では、有効煙突高さの補正を行うだけであり、流線の曲がりには考慮できないはずである。それでも問題ないかを十分検討すべきである。</p>
51	<p>*p235 建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合を            「予測対象時期等：建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」p235とあるが、具体的には、工事期間中の建設機械のパワーレベルを合計し、その最大時で予測することが多いが、騒音・振動の場合は、距離減衰により遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。このため、どの時期のどの建設機械が稼働するかが重要な要素となるので、工事工程(解体、土木・建築、プラント設備、外構)ごとに、主要建設機械名と規模・能力、騒音・振動発生量を示し、それぞれについて最悪ケースの予測をすべきである。</p>
52	<p>*p236 施設稼働の騒音評価の手法は自主規制値を            施設稼働の騒音評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、環境基準、規制基準が記載してあるがp236、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準p15では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。</p>
53	<p>*p237 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配も            道路交通騒音の調査の基本的な手法は「現地調査…・道路構造：メジャー等による計測、・交通量：カウンターによる計測、・走行速度：ストップウォッチによる計測」p237とあるが、予測の基本的な手法…ASJ RTN-Mode12018(日本音響学会式)による予測」p238とあるため、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。ASJ RTN-Mode12018では、密粒舗装、排水性舗装、高機能舗装Ⅱ型により、A特性音響パワーレベルが異なるため、予測条件のもとになる資料であり、現地調査等で確認する必要がある。            また、「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適用」する縦断勾配も調査が必要である。</p>

表 1.3(13) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
54	<p>*p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値            施設稼働の評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用いる「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。            また、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを施設稼働の評価基準に追加すべきである。</p>
55	<p>*p246 施設稼働の悪臭評価の手法は自主規制値を            施設稼働の悪臭評価は「基準値と整合が図られているかどうか」として、規制基準が記載してあるが p246、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。</p>
56	<p>*p246 施設稼働の悪臭調査は風下側も            施設稼働の悪臭現地調査は「・特定悪臭物質、臭気指数：調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近 2 地点（地点 1、2）、臭気指数：周辺の住居を代表する 2 地点（地点 3、4）」p246 とあるが、調査地点図 p247 では、周辺の住居を代表する 2 地点が北西～北にしかない。臭気指数だけしか調査しないにしても、風下側の東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側も調査すべきである。</p>
57	<p>*p248, p249 工事による水質汚染の現地調査が現場から遠すぎる            掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去による、水素イオン濃度 p248、水の濁り（浮遊物質）p249 の現地調査地点が「放流先となる須美川の 2 地点（図 7.2.6 水質の調査地点参照）」とあるが、調査地点図では、排水ルートの上流と下流側約 350m の橋となっている。これでは排水ルートの影響は把握できない。上流部と同程度の距離の直下流に変更すべきである。</p> 
58	<p>*p251 土壌環境の調査地点はピット部分を            土壌環境の調査地点は「対象事業実施区域内の 1 地点(図 7.2.7 土壌環境の調査地点参照)」p251 とあるが、焼却場建設で最も掘削土砂の多いのが、このピット部分であり、土壌汚染の恐れはこのピット部分の掘削土砂になるため、現地調査地点は区域中央のピット部分とすることはいいが、調査深度を追加すべきである。表層だけの調査では不十分である。掘削土砂そのものの土壌汚染を調査する必要がある。            また、地下水の「掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で 1 地点」p255 と同様の文章にして正確に表現すべきである。</p>

表 1.3(14) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
59	<p>*p258 日照の評価は法規制を上回るべき</p> <p>日照の評価の手法が「基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」として、〈基準・目標〉を、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制 p258 としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。基準等と整合が図られているかという言葉は、日影規制をさらに上回る基準を守ることを意味するはずである。地上 4 m での基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきである。</p>
60	<p>*p259 オオタカの事前調査は違法</p> <p>鳥類の調査で「注 2) 事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1 営巣期目の調査を令和 4 年 2 月から 8 月の期間で先行実施している。」p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反である。</p> <p>環境影響評価法第 31 条は、(対象事業の実施の制限)として「事業者は、第 27 条の規定による公告(評価書縦覧)を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべきであり、それまではこの事前調査を中止すべきである。</p>
61	<p>*p260 フクロウの調査時期、時間を明確に</p> <p>有識者への聞き取り結果概要で、地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる(別?の)地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12 月～1 月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260 と指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を明記すべきである。</p>
62	<p>①環境騒音・振動、低周波音の調査地点の増設を希望します。</p> <p>理由：季節による風向きの変化があるため、原案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>
63	<p>②悪臭の調査地点の増設を希望します。</p> <p>理由：季節による風向きの変化があるため、原案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>
64	<p>③道路沿道大気質、道路交通騒音・振動等の観測時期の追加を希望します。</p> <p>理由：夏休み期間中のホワイトウェイブ 21 利用者が増加することに伴う交通渋滞が発生している。</p>

# 環境騒音・振動、低周波音

### 調査地点



○印追加調査地点

### 調査内容

【環境騒音・振動】

平日、休日の各24時間：環境騒音  
環境振動

【低周波音】

平日の24時間：低周波音

騒音計



振動計

図 1.1(1) 意見書において提示された地点（環境騒音・振動、低周波音）

# 悪臭

### 調査地点



### 調査内容

梅雨期、夏季各1日1回：特定悪臭物質  
臭気指数



特定悪臭物質調査



臭気指数調査

図 1.1(2) 意見書において提示された地点（悪臭）

表 1.3(15) 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
その他の事項	
65	新設されるごみ焼却場では焼却量だけではなく、ごみ収集車両の通行量も増え周辺環境が悪化するので、地元負担金額も相応に上げるべきだ。
66	①地元は建設同意を交わしていないので環境影響評価は必要ないと判断しています。 理由：令和元年 10 月に 4 自治会で説明会(一度だけ)を開催しただけその後同意に向けた会合無しで地元が承諾・同意したと判断されています。地元は建替えの必要性は確認したが、地元要望の条件提示無しで、事が運んでいることを不審に感じています。以上のことで一度リセットして改めて地元の意見・要望を検討して頂きたい。